

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		行政情報の開示請求に対する開示・不開示の決定
根拠条例・規則名		さいたま市情報公開条例
条 項		第 11 条、第 13 条
所 管 部 課		総務局総務部行政透明推進課 ( 電話 : 048-829-1118 )
審 査 基 準	基 準 ( 未設定の場合はその理由 )	条例上の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 ( 未設定の場合はその理由 )	条例上に規定があり、設定は不要であるため。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		